技術・人文知識・国際業務

技人国で派遣・通訳の仕事に就いてもらう前に

派遣先の決め方と、言葉の力の示し方

技人国の社員を派遣や通訳で雇う会社の方へ

この資料で分かること

1 派遣で働いてもらうときの決まり

2 言葉を使う仕事に要る言語力

3 申請の前にそろえる書類

2026年10月2日 確認

派遣で働く人の申請は、派遣先を決めてから出します

項目	内容
派遣先が未定	許可を受けられない
在留期間	派遣契約の期間に応じて決まる
入管の確認	派遣先にも直接聞くことがある
書類の変更	2026年3月9日の申請分から

例外は、採用直後の研修のあとに派遣先が決まる場合です。

研修のあとに派遣先が決まるなら、代わりの4つを出します

出す書類	中身
研修の資料	研修の内容を 具体的に示す
労働条件通知書	派遣先での業務の 範囲を書く
派遣労働の誓約書	派遣元用
派遣先決定の 誓約書	派遣元用

2026年7月13日の更新で
加わった扱いです。

派遣先用の誓約書と、個別契約書の代わりに出します。

派遣先が決まったら、次の更新で書類を出します

時期	すること
派遣先が決まったら	派遣先用の誓約書をすぐ作る
次の更新まで	派遣元が保管する
次の更新のとき	誓約書と個別契約書を出す

理由なく出せないと、審査で不利になります。

その派遣元は、以後この扱いを受けられなくなります。

言葉を主に使う仕事は、B2相当の言語力が前提です

項目	内容
始まり	2026年4月15日の申請から
対象の仕事	翻訳・通訳、 ホテルのフロントなど
証明を出す会社	カテゴリー3か4の会社
カテゴリー1・2	審査中に求められることがある
更新のとき	同じ仕事を続けるなら不要

転職などで対象になると、更新でも出します。

日本語のB2相当は、5つのどれかで示します

言葉	例
日本語	日本語能力試験N2以上
日本語	ビジネス日本語能力テスト400点以上
日本語	中長期在留で20年以上
日本語	日本の大学・専門学校などを卒業
日本語	日本の義務教育と高校を卒業
日本語以外	母国語・公用語か、試験の証明

卒業は、専攻と仕事が
関連する場合に限ります。

派遣先と言葉の力の証明を、申請の前にそろえます

次にやること

1 派遣元と派遣先で、仕事の内容の説明をそろえる

2 誓約書、個別契約書、労働条件通知書をそろえる

3 許可の見通しは、行政書士や入管に確かめる

出典

出入国在留管理庁：派遣形態で就労する場合の取扱い

出入国在留管理庁：技人国の在留資格の明確化

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784